

## **運動部活動総合推進事業「合同部活動」実施要領**

### **1 目的**

京都市立中学校における運動部活動の活性化を図るため、近隣の複数校が主体的に連携し、かつ、計画的な「合同部活動」を実施することにより、生徒の部活動に対する活動意欲を高めていくことを目的とする。

### **2 実施対象**

教育委員会は、次の(1)～(5)の条件に該当すると認められる運動部から、実施校を決定する。

- (1)生徒、保護者、顧問及び校長が、合同部活動の実施を希望していること。
- (2)原則として、顧問引率の下、短時間で学校間の移動が可能な近隣校同士であること。
- (3)実施を希望する学校に、それぞれ部が設置されていること。
- (4)部員数が少ないためにチームが組めない、もしくは、一校単独では十分な活動ができない等の理由があること（一方の学校がこの条件でも可）。
- (5)競技力が高い生徒のみを集め、強力チームを編成することを目的とするものでないこと。

### **3 実施申請**

校長は、当該運動部が、前記の事業目的及び実施対象に該当し、他校と合同部活動を実施することを希望する場合、相手校と調整のうえ、「合同部活動実施申請書」（様式1）を教育委員会に提出することとする。

### **4 実施決定**

教育委員会は、申請があったときには、これを審査し、実施の適否を通知するものとする。

### **5 実施上の留意事項等**

#### **(1)参加について**

合同部活動に参加する生徒には顧問から、保護者には顧問及び校長から、何らかの形で連絡・説明するものとする。

#### **(2)教育計画への配慮について**

実施校の校長は、合同部活動の実施前に、両校の教育計画に支障をきたさないよう配慮する。

#### **(3)練習計画書の作成について**

実施校は、実施に当たり、練習計画書（様式2）を作成するものとし、当該計画に基づいて合同部活動を行うものとする。また、当該計画を変更する必要が生じた場合は、直ちに実施校双方で調整を図り、校長の承認を得たうえで変更するものとする。

#### **(4)実施校の連絡責任者について**

実施校は、あらかじめ連絡責任者を決めておくものとする。

#### **(5)参加生徒の移動方法等について**

ア 合同部活動に参加する生徒が自校から、相手校もしくは活動場所までの移動に際しては、顧問の引率を要するものとする。ただし、実施校の校長が、場所・距離・実施時間・生徒の発達段階などの実態等を考慮し、出発から解散まで、実施校における部活動運営規定に基づいて、適切な指示や指導がなされないと判断した場合に限り、顧問の引率を要しないものとすることができる。

イ 活動場所までの生徒の移動方法は、原則として、徒歩とする。

ウ 実施校は、あらかじめ安全計画書（様式3）を策定しておくものとする。

(6) 参加生徒の活動等について

- ア 参加生徒は、実施校の部活動運営規定に従って活動するものとする。
- イ 実施校の顧問及び連絡責任者は、相互に緊密に連絡を取り合い、十分な連携を図るものとする。
- ウ 合同部活動の練習方法等の連絡や参加・不参加等の確認は、双方の連絡責任者が行うものとする。

(7) 活動の記録について

実施校は、記録日誌（様式4）により、合同部活動の実施状況を記録するものとする。

## 6 事故処理等

合同部活動の実施に伴う事故処理については、実施校及び教育委員会が責任をもつものとし、次により行うものとする。

- (1) 生徒の活動場所への移動中の事故については、当該生徒の所属校が事故処理を行うものとする。
- (2) 生徒の活動場所での活動中の事故については、双方の実施校が協力して事故処理を行うものとする。
- (3) 生徒の活動場所から自宅への移動中の事故については、双方の実施校が協力して事故処理を行うものとする。
- (4) 生徒の前記事故に係わる事故報告については、当該生徒の所属校が作成し、教育委員会に提出するものとする。なお、「事故報告書」の作成に際しては、双方の実施校が協力してこれを行うものとする。
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付手続きは、当該生徒の所属校が行うものとする。

## 7 合同部活動実施に伴う教育委員会の支援

教育委員会は、本実施要領に基づく合同部活動が学校間で円滑に実施できるよう、予算の範囲内において支援する。

## 8 実施に伴う書類

合同部活動実施に伴う必要書類は次のとおりとする。

- (1) 実施申請書（様式1）
- (2) 練習計画書（様式2）
- (3) 安全計画書（様式3）
- (4) 記録日誌（様式4）

## 9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて体育健康教育室長が定めるものとする。

附 則 この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 改正後の要領は、決定日から実施する。（平成12年2月28日決定）

附 則 改正後の要領は、決定日から実施する。（平成16年4月1日決定）

# **運動部活動総合推進事業「合同部活動」実施要領**

## **附則：「合同部活動」の継続実施並びに途中実施について**

### **1 「合同部活動」の継続実施について**

旧年度の「合同部活動」実施校の学校長・顧問・生徒（部員）・保護者が新年度も継続実施を希望している場合、新年度当初から「合同部活動」を実施することができる。

旧年度中に、新年度4月当初の「合同部活動」の実施計画が策定されているものとする。

旧年度中に、「継続実施を行う」旨、教育委員会体育健康教育室に連絡するものとし、速やかに、「合同部活動実施申請書」を提出するものとする。

学校長・顧問の異動があった場合、実施両校において臨機応変に対応するものとする。

### **2 「合同部活動」の年度途中実施について**

年度途中に部員の減少等の理由で、当該校の学校長・顧問・生徒（部員）・保護者が実施を希望する場合、年度途中からも「合同部活動」を実施することができる。

速やかに相手校と調整のうえ、「合同部活動実施申請書」を教育委員会体育健康教育室に提出するものとする。